

聚雲法派の衰運

長谷部 幽蹊

一 聚雲派晩期の光耀

清の康熙帝は、在位六十一年の長きに及び、その間、政治文教両面において顕著な業績を遺し、一代の名君と讃えられているのは周知の事実である。ただ治世の前期には叛乱が諸方に間歇的に勃発し、社会にはなお不安定な要因が残存していた。帝は康熙二十九年と三十五年と、二次に互り親征を行っている。聚雲派では別庵性統が普陀山を本拠として化を広めつつあった時期に当る。その嗣空焱が聖因寺に開法した康熙五十六年には、チベットへ侵入した準噶爾(Zungar)の余類を排除するために軍を起こす等のことはあったものの、その後期に国内は大概小康を得て学芸

聚雲法派の衰運（長谷部）

が蔚然と興起することとなった。しかしその一方で、文字の獄や禁書のこと⁽²⁾があり、思想弾圧が行われたこともあったが、内乱外禍を戡定し、一代の盛世を謳われている⁽³⁾。

聚雲派は、別庵の寂後に当る雍正・乾隆期以降に、他の仏教諸派と同様に教勢漸く衰頹の一途を辿ることとなった。ただその間に在って見灯焱、文學敦の両師等が引続き普陀・聖因等、一門有縁の故刹に法席を承継して、灯を伝え、しばらくは傾陽の光芒を江南の雲宵に存留するを得たことが知られるのである。

1 聚雲派第五世 その一

別庵性統の法を承継したのは、上首空懷、空焱等十一人⁽⁴⁾、その余の入室印心の徒は一百八人を数え、剃度の弟

子に至っては勝げて数え難いほど、といわれている。

見灯空焱 師は湖州府歸安県の盧氏、父の名は表、母は唐氏の出である。母が師を生んだ時、募僧が来至し、福縁善慶の四字を簽に疏することがあり、その福縁を採つて名とすることとなった。師は幼にして聡慧をもつて知られたが、疾い勝ちであつたようである。

稍々長じてより日に佛号を誦じて輟むことがなかつたという。適々一高僧あり、師に囑するに薙髮を以てし、算家の人に延いて之に信せることとなつた。師が七歳の時、杭州の吉祥庵に送られ、舜則を師として剃落をなし際慧と名づけられたとされている。『聖因接待寺志』によれば、十五歳で芟染したが、偶々佛日に憩い、老人の棒喝を行ずるを聴き、心竊かにこれを慕い、名山を遍歴して篤く参学の志を遂げんとし、武康に詣り、報恩によつて具戒を円かにし、参証漸く所得あるに至つたという。そこにおいて師は方丈の僧が古則を挙するのを聞いた。それには、「百年三萬六千日、反覆するに元来是れ這の漢、即時に觸着して頓に歸一の理を識る。然も古人の公案差別の処において、また據るところなし」とあつた。そこでまた師は崇福、雲

林、理安等に叩参することを久しうしたが、契するところがなかつた。遂に師は東關の蔬香庵に隠静したのであつた。そこで元旦の早課に値い、竟つて禪榻に兀坐し無字の妙諦を究めんとしたところ、忽ち飛虫が不意に来つて鼻端を刺した。傷みに驚いて鼻を弄ぐるに、覚えず身心粉碎し物我ともに消忘し、目のあたりに従前の一切の知見障礙、了として一法の得べきなしと見徹したのであつた。師はこれより益々厳しく参究を重ねることとなつたのである。

その後師は、江を渡り別庵禪師が己に無上乘に詣れるを耳にし、海に航して法雨に別庵に投じた。初め行職に充てられ、次いで書記となり、やがて入室して高弟の列に加えられるに至つた。一日師は無面目の漢について問い、棒下に無字の窠臼を透脱し得たのであつた。

これより淆訛の公案もすべて洞然として障るところなきに至り、まさに人に逢うが如くであつたという。しかし未だ参証を尽さず、因を詳かにせざるころがあるによつて、越中の諸禅刹を遍歴し、さらに大慧の宗源に続かんとして普陀に回つたのであつた。別庵は示すに歴代源流を以てし、師は法記を承受し西堂に任ぜられ、改めて名を授け

られて衆を領じ、乗扨代座を命ぜられたのであった。

それより後、奉化の覆船、寧海の妙相、興梵等の諸禪刹と、その檀那及び監院はみな公書して敦るに師を請したのであったが、力辞して遂に赴かなかつたのである。

康熙五十五年、別庵は師に命じてその語録二十四巻を編輯せしめている。翌康熙五十六年の春、聖因には主席に任ずる人に乏しく、これについて紳縉の間に書往あり、別庵は師を杭に遣わし、同年四月聖因に入院することとなった。十月朔日別庵は寂場に入ったが、化を遷すに当り、師に守龕繼席の事を囑し、遺表を進めしめた。よつて師は別庵の遺本を齎して京に赴き、さらに玉峯空懷を延いて長遼峯に居らしめ、住持となし、自らは聖因の方丈に抛つた。

康熙五十七年正月普陀に至り龕を出すに会した。同年二月徑山が師を堅請するにより、起つて請に応じたが、聖因の事は兼摂した。四月玉峯と偕に別庵の木主を奉じて、徑山の祖堂に入れ、また康熙五十九年には、聖因の山門重建のため勞神した。康熙六十年冬、徑山の院に退き、聖因に回つて結制を行った。壬寅六十一年、徑山・聖因の二大寺の志を修し、またこの年別庵の木主を聖因の祖堂に入れて

いる。

これら一連の化事において特に注目を惹くのは、聚雲一門の徑山に対する関心が異常な程に高いことである。別庵が一、両度開法したに過ぎない本山について『徑山録』一卷を梓行していることもその一証であるといえる。

先に一言したように、派祖聚雲は、深く傾倒し宗源を仰いだ大慧の祖塔を掃わんと苦慮するも遂に果さず、これを一門の悲願とした衡山が私かに捍塔をなし、その後三山も徑山への行を試みたが志を遂げ得ず、康熙二十五年漸くにして別庵が公然祖塔を掃い、また請に応じて本山に開法し聚雲一門の宿願を果したのであった。なお師が先に別庵の木主を祖堂に入れた時、徑山歴代の住持の像一百零七位にそれぞれ標題を付したという一事も、併せて記憶に留めるべきであろう。この一門はそれ以前にも折に触れて大慧の法統に繋がるものであることを主張してきたが、それは飽くまでも部外者の立場から為されたものであったからその影響力は微弱であった。ところがここに至つて漸く一派の嫡流に位置する師僧が相次いで祖庭に開堂して大慧の児孫たることを公言し、宗の内外にこのことを周知せしめる機

会に恵まれたのである。

雍正元年、見灯は普陀山に帰山した。このようにして聚雲一門は、聖因、徑山、普陀の法雨等三大刹を拠点として分枝を挙げ、化を熾んにした。聚雲派は、その第四、五、六世の間が最も榮え、盛期を現出したということができ

る。
法雨には別庵の寂後、玉峰、洞徹が相次いで法席を継いだ形になってはいるが、玉峰が退院した後を承け法席を董した者は兎角怠緩多く、鐘鼓闌寂にして逋欠壽に盈つるの有様であった^①。ただ師が至るに及んで残を修し廢を挙げると共に逋を完うし荒を治し、田園舟艇を取贖するなどして諸事漸く就理するを見たのである。

さらに雍正二年、朱家尖^②の河道を開濬して水利を通じ、溪門の塘岸を修築し提防を固めるなど土木に従った。翌三年、監院や洋客等の助力を得て大悲閣を建て、大慧堂を復整した。雍正四年三月杭州へ行き、同年冬普陀に帰って法幢を樹て結制を行った。翌五年、聖因が席を虚うするに及んでここに院事を攝し、七月には經期を開き、その年冬にはまた普陀に帰って結制、雍正六年七月に至るや遂に決志

して退隠し、聖因の事を監院文學隆敷に付して經理せしめ、自らは鼓掉して東甌^③に詣り、羅山五美院の為に山志を纂輯し、次いで永康の西津禪院に隱棲した。

雍正七年二月十二日、師は微恙を示し、十四日に逝かんと予告をなし、期せる如く普陀の法雨に化を遷した。寿四十六、臘三十有九と伝えられる。

師は向上の一関透脱すること明了にして、機に随つて法を説くや、電掣き雷轟くがごとくであった。また博く經史に通じ、禪事の余に翰墨を事とし、当世の王公大人縉紳先生の等しく重んずるところであったという。詩伝語録^④あり、世に行われた。

2 聚雲派第五世 その二

別庵の門下では、順序として空懷を第一に列すべきであるが、見灯が最も盛んにし、世に顕れているところから、しばらくこれを初めに挙げることにした次第である。

玉峯空懷 師は徽州の江氏に出で、幼時より、志修淨を切にしたが、やや長じて江西の白雲寺にて落髮、のち普陀に至り別庵に従つて受法し深く玄宗に契するところがあつた。別庵は師に偈を贈つた。それには「西乾東土に無相な

るあり、一滴親傳して擧揚するに任ず、云々」とあつたという。別庵は示寂に及んで遺命して龕を守らしめんとした。別庵の遺本¹⁶が京に至るや、旨を奉じて出龕の事を行った。のち方丈に遺本を内徒弟達に交与せんとしたが、その時点では六人が列せられていた。空懷は序長なるを以て康熙五十六年十二月に法雨の住持となり宣揚提倡し一以て師旨を闡發した。かくして梵俗は俱にこれに帰礼したといふ。

洞徹空明 師は湖黃麻城の人で、河南の蓮康山に薙髮の後、普陀山に來つて別庵に聞法したが、默然として静会し独り心に得るものがあつたといふ。かつて慈雲に赴いて開法、康熙五十八年十二月、法雨寺の住持であつた玉峯は、年勞の故をもつて空明に法席を譲つた。かくして法雨の席を主ること四年、それよりさらに世に住ること六旬にして示寂した¹⁷。のち見灯は請うて明の木主を祖堂に入れたが、その時の法語に「平常の行履実践実修、末後根に歸し宗を得、旨を得たり」と見えている。因みに法雨寺内の衆侶は之を尊んで師となし、先覺堂中秋に之を奉じて祖となした、と伝えられている。

聚雲法派の衰運（長谷部）

樂道空經 師は直隸鉅鹿¹⁸の陳氏に出で、幼にして本郷の臘觀寺に出家したが、浪遊して普陀山に來り、別庵に待して勵行勤苦した。時は康熙の末年のこととみられるが、發帑を蒙つて興修をなし、經を殿内に請い坐閱して勸募すると十有三年、卒に功を成じたといふ。

師は修静久しく悟深く、遂に別庵に印可せられ、その法要を伝えた。かつて儀微の功德林、嘉興の天寧寺の請に応じ、宏く法席を開き宗風を廣播した。雍正七年、見灯が歸寂するや、衆は空經を推して法雨の住持とした。よつて師は肫誠¹⁹に誨えを開いたので群志みなこれに敬服したとされている。

雍正九年に、また勅修を蒙り帑を賜うこと愈々多く、それに伴つて工程愈々膨大となつた。師は時に齡七十を数えており、煩劇に耐えず遂に退を告した。それより精舎に優遊し、数年にして化を遷したが、世寿は七十三を算えたといふ。

翠崖(空)父 師は、別庵に參じて印心せられた後、康熙三十年、西河先生毛奇齡²⁰等の公請に応じ、杭州府仁和泉永壽寺に入院開法、幾ばくもなく閩に入り、粵を過ぎ康熙三十

三年、贛州府長寧縣獅林禪院に開法、再び燕都に遷り觀音禪院の法席を主り、康熙三十六年には京都の嘉興禪寺を領して説法をなしたことが知られ、上堂の話、小參、機縁の語、源流頌等を取める四会の語録三巻が伝られている。

斗庵(空)暉 師については知られるところは少ないが、別庵に嗣法の後、康熙三十五年、温郡の縉紳周長茂等の請を受け、浙江省温州府接待寺に晋住、次いで康熙三十九年には、江蘇省常州府無錫縣慈雲寺の請に應じて進院しており、侍者普潤、法權が録した開堂の語、拈頌集等を取めた語録三巻が遺されている。なおこれには、光祿大夫兵部左侍郎前巡撫貴州兼理湖北川東等處地方提督右副都御史の経歴を有する楊雍建が序を寄せている。

在瓊(空)璣 師は別庵の法を嗣いだが、住持の職には就くことなく、法雨の監院として住持に協力して法務を処理し、功ありと称させられている。晩年伴山庵に退居して労を息めた。なお法澤明智はその少ない嗣子の一人である。

文樵空體 師は徽州の人、任ぜられて首座となり、寺に住して旧務を歴練すること多年、年老に至るまで労を積み、衆の推称するところであったという。

上述の如く別庵は普陀の法雨寺を本拠として化を弘めたが、浙江の聖因寺にも嗣を分遣し、通代住持の職に住じた。即ち、聖因寺第三十五代廣慶空□ 第三十六代麗天空旭 第三十七代見灯空焱 第三十八年紹宗空繼 第三十九代立文空學等がそれであり、何れも聚雲派第五世に列せられている師僧達である。以下に知られる限りに於いて伝歴を付記しておくことにする。

廣慶空□ 師は、心力を尽して研參し、諸方に參叩、別庵の座下に機縁頗る洽し、とされている。康熙三十六年、別庵は、法雨の工未だ竣らざるを以て、師に山に還り院事を主るよう命じられた。しかし以後師は他山の請に應ずることになったため、消息も不明に委した。

麗天空旭 師は、福建邵武の馮氏、父木聳は江西贛州に總兵の重任を担ったことがあったといい、師もまたかつて千戎の職に任じたという。その性澄靜にして世縁を喜ばず、年二十にして俗を棄て、康熙二十九年普陀に詣つて宗旨を參究し、文理を洞明して別庵に得法し、康熙四十四年に至り、聖因に住持となった。師の後を承けたのは、紹宗空繼である。

紹宗空繼 師については第三十八代の法席を襲いだことが知られる程度で、事績を詳らかにしない。

見灯空焱 師は、普陀・聖因の両刹を兼摂し、繁多な法務を処決して道譽を騰げた。師は聖因第三十七代に位次されている。その伝歴については先に特筆したごとくである。

立文空學 師は、雍正四年に聖因寺に継席したが、恒産に乏しい時期に際会して艱辛に値い、一歳を終えざる間に退席を余儀なくされたのであった。

以上の如く杭州聖因寺に別庵以後について開化の活動が続けられていたことが知られるが、ここには併せて聚雲派の本拠たる普陀山の動向について一瞥しておきたい。

普陀山は唐代に慧鏗が開創して以来幾星霜を経、その間寺運に隆替が存し、興廢が繰返されて清代まで及んだが、乾隆の後期に至って宝坊壞敗するもの多く、漸く凋落の兆しを示した。従って寺志について見るに、堂塔修建の経緯、法灯相続の次第等についても記述が明確を欠き、実態を把握するのに因難を覚える。なお本山の復興に力を竭した總兵李國樑²⁶⁾が、邑人の言として語ったところによれば、康熙三十八年前後には普濟寺はなお化門盛大であったが、

法雨寺については中衰が云々されていたという。この時期本山には、明智に次いで瑞林祥、遠輝慧、明儀範、朗和、仁芳初といった諸師が順次法席を継承したことが知られるが、聚雲派下の世数、住持としての代数等明確でないところが多い。

3 聚雲派第六世

ところで是は聚雲法派の世間的評価に関わることであるが、当時老宿の間に、別庵には嫡嗣見灯あるに、また嫡孫あり、と伝語せられていたという。嫡孫は文學を指すとみられるが、この一門に有能な嗣子を続出したことが羨望の的とされていたらしいことが知られるのである。

文學隆敦 師は浙江省寧波府慈谿縣孫氏の子。父は廷祐、字を長民といい、母は桂氏、師が生れたのは康熙三十八年十月二十四日である。六歳の時、郵県の天童山景德寺に送られ、大弘に就いて得度、年十八にして別庵の座下に受具、以後天童、理安、佛日等名刹の福縁の諸老宿に参叩した。識者は師を指して釋王の真弟子と称した。師は見灯禪師の道風を仰慕して康熙六十年、徑山に赴いた。香雲²⁷⁾に席を主っていた見灯は、師を一見してこれを奇として言っ

た。「少年の人、來來往住し勞して禪林を補うなし。參學は須らく身心を放下し公案の云う所を研究すべし。考妣を喪えるが如くにして十年、八年して方に箇の入頭の處あらん」と、師これを領して座下に親近し康熙六十一年、遂に受記せられ、雍正五年、見灯が普陀に晋住すると共に重ねて聖因の事を撰し、師を監院に任じたが、雍正六年には請に応じて本山の住持となった。

師は生來敦樸渾厚にして謹嚴自ら持し、志を励まして恢拓拡大し、普濟の心を存養し兼ねて諸經の闡奥に鑿徹していた。毎に槌を拈じて登座しその提撕を蒙つて開悟する者が多かった。かくて四方の縉素は欽慕せざるはなく、師の座下に奔走した、と伝えられている。雍正七年、見灯が法雨に示寂した。師は訃報を耳にするや維揚に往いて資を募り、普陀山に塔宇を建て、また躬ら龕を送り出して聖因寺へ回った。雍正八年（庚戌）圓通殿五間を建立し觀音大士の金相を重裝して山門の光景となし、翌九年、見灯の全録、年譜並びに寶鏡堂詩集を編刻し、見灯の木主を聖因の祖堂に入れた。他に千人の大鍋二口を募鑄したことが注目を引く。

雍正十一年には早魃により饑饉となり、数万に及ぶ流民が哺啜を待ち、省城に死者が道に積載するという慘状を呈した。師は心よりこれを惻み、里中の檀護夏瞻魯、瞻帝、瞻石、瞻陳公、巽阜素、文陸公且連、陳公起雲、奚公等が米穀一千二百石を捐て寺に法賑齋を設けたところ、よつて生を全うした者は数え切れない程であった。師はまた普濟道場を樹て幽冥の超度に當つた。こうした功が認められてか、朝廷より文覺禪師に封ぜられた。師は京への路すがら一時本寺に寓居し、旨を奉じて数千の僧衆に飯を施し、当仕の諸大人には随つて齋事を取り捌き、畢つて謝恩道場を虔修すること七永日、この年の冬、また和碩莊親王²⁹より禪堂に懸ける「十方同聚」の額並びに大僧伽黎一襲を賜わり、また和碩果親王³⁰より師の退居旧名海粟庵に懸ける「慈雲」の広覆額をも賜っている。

雍正十二年には旨を奉じて諸山の法典を採輯し、欽んで上諭に遵い、『別庵禪師廣録』二十四卷、『見灯禪師全録』一十六卷を集めて御覽に進め、收選入蔵の祖教を流通せしめる等のことがあったが、これらは師の力に藉りてなされたものといえよう。

雍正十三年、師は臨平齊明寺^①の請を受けた。因つて本寺の事を書記天應師に交^{まか}せて管理せしめ、躬らは齊明へ出向いて掛錫した。翌年の春、天應師が有に赴いたので衆姓はまた師を請して入院せしめんとした。かくて乾隆と改元された丙辰年（西紀一七三六）、旨を奉じ各叢林に開壇して説戒を行った。師は聖諭に遵つて度牒の給付を受けた。僧徒にして受具した者は三百余人、師は更に齊明寺に往き戒を開き、事竣るや寺に回り願を立てること四たびに及び、募して山門並びに一応の堂殿廊宇を整飾し光景を加えた。師はまた文昌殿を建て、多くの紳士を集めて惜字会を為した。この種の催しは清代以降広く行われるようになったとみられるが、これについては文昌帝君との関わりにおいて、稿を改めて論じたい。

他に師は、大きな銅仏を鑄造して禪堂に供奉している。このように師は当時の禪僧としては珍しく多方面に互り精力的な活動をしたことが知られるが、寺務もほぼ定着するに至ったところから、乾隆二年の春、退隱を圖つた。次いで嘉定の護國寺^②から堅請せられたので、方丈を以て転じて天文師に請うて継席せしめた。乾隆三年、天文師は事情が

あつて席を退くことになった。そこで心徳師に請うて住持たらしめた。ところが料らずも心徳師は病い多きにより久しからずして職を辞し去つた。もとより兩序、壇越等は師を思慕しており、合詞して走り請うた。師は辞退に力めたが意を遂げ得なかつた。かくて前後三たび聖因の法席を主ることとなつた。

入院するに及んで資を募り、大雄寶殿、兩廊、天王殿を重修し、大殿の仏像の全身を重装するなど残を修し、欠を補い、廃を振わしめ、蕪荒を治した。また普同塔を修し、本山の志を編み、田園を取贖し、列代の宗像を図刻し、諸莊嚴宝相等を一新するなど、纈蜜に経宮をなし、法度井然、千百年の古刹をして、煥然と重ねて光輝あらしめ、聖因のために不朽の業を打ち樹てたと称せられている。

法澤明智 師は福建省龍巖州漳平県許氏、母は沈氏で、菩薩が夢に現れ、白蓮一朵を手にして告げていつた。昇^たまうに若^た若たるを以てせん。それ善く之を視よと。既にして師生るるに、慧相豊満、幼にして、浄土を仰慕したと言ふ。ところで許氏はもと簪纓の家柄であつたが、父母は師の穎なるを愛し、手離すに忍びなかつたようであるが、師はこれ

を念ずること愈々堅固なるものがあつた。

年十五、高隱寺に送られて落髮、十九歳にして受具、その後久しく知識に遍参し、康熙五十八年普陀に至り、別庵の嫡嗣在璿璣公に受法した。師は慧性円明にして頓に玄悟を超えるものがあつた。雍正二年法雨の住持見灯は、師に請うて監院たらしめた。師は戒行を重んずること嚴卓、法性精深にしてまた練達、事に応じてみな当る、とされてゐる。毎に他を推讓して此の席は法澤の当るべきには非ざらんと謂い、いよいよ謙退を懐としていた。のち法叔樂道師が法席を主ることになつたが、師の勤勞は初めと何等変るところはなかつた。雍正九年、帑金七万両を發して前後兩寺が重修された。樂道はこの頃、隱栖の志を發したものの如くであるが、自ら退を告げるに勝えず、当事が合山に公挙して席を襲がしめた。師は理に勤め工を歛み鉅細となく畢く挙げた。工に在つた諸員は俱に之を敬礼したが、中でも県主黃應態を礼護すること尤も篤かつた。公は別庵の一燈を續く者、それ斯にありや、といつていたと伝えられている。工は三年にして竣り、師は闕に赴いて恩に謝した。龍顔大いに悦び、賞礼優渥なるものがあつたという。

師は性率樸、事に遇うては断制あり、大衆のために法蘊を宣闡するや朧懇切摯にして剖析は精微であつた。それ故遠近となくこれに悦服したという。寂後蓮華峯下の右に塔したと伝えられる。

二 聚雲門派漸虧の経緯

次に世次師承等は詳らかにしないが、普陀山衰頽の時期に來至して興復の事に任じた遠輝慧について僅かに伝えられるところを付記しておくことにする。

遠輝は本山隆替の事由を備さに李公に語つたようであるが、それによると前住瑞林祥が法席を主つて以來、寺中の産業（主に田産）法器等が幾度となく抵当に付され、各庵は共に債務を負い、そのため雲廚は枯淡を致し、香火は式微するに至つた。遠輝は直ちに寺門振興を志し、募金して梵殿を補修し、頗る起色あり、とされている。しかも寺業は久しく空白が存したため、僧衆は依然として生計を立てるのに苦しむ有様であつた。幸い李公の勸諭を蒙つて各庵とも喜んで借財を返済した。これは一には李公が護法の熱情の、また一には遠輝が弘法の赤誠の然からしめるところ

であり、その故に久しく傾覆するには至らなかつたものである。なお李國樑には「恢復法雨田産法器序」の作があったという。標題の示す如き事業が行われたものである。なお聖因四十二代の法席を主つた天文賢は樂道空經の嗣であるから聚雲派下では第六世に属する。心徳仁公も立文空學の法嗣であるから同じく聚雲派の第六世に列せられる。この点を確認した上で、雍正・乾隆の交における聖因の住持の慌しい交替の経緯についても先に概略紹介した。

1 聚雲派第七世

聚雲派六・七世の諸師が化を開いたのは、大凡雍正年中から乾隆にかけてである。その間法雨については関係資料が乏しく、僅かに伝えられるものも記述に疏漏が存し、とくに第七世下に関しては、法語行状はいうまでもなくその名すら判然としないところがある。ただ住持表の記載から、玉山通、有光玉師等がこれに該当すると推測される。聖因寺についても四十一代天應銘と四十四代玉山凡が知られる程度である。天應は、聚雲第六世に属する二師に先んじて聖因に住持となっている門係で、便宜上第六世の条で取り挙げた。よってここには再説することは避けたい。

聚雲法派の衰運（長谷部）

玉山凡 諱は濟凡⁽³⁸⁾、江蘇省太倉州嘉定県唐氏の子で、九歳の時留光寺の徳容を礼して出家した。師は普陀山法雨寺の法澤に就いて受具した後、諸方を遍歴して名匠を参叩し、乾隆五年春、親を省みるべく回つて嘉定に至つたが、折しも文學敷公が護國寺の住持の任に在つた。そこで師は往いてこれに参ずることとなつたのである。

師は文禪師が上堂するに遇い、「三世の諸佛は有ることを知らず、鰲奴白牯却つて有ることを知る」⁽³⁹⁾の問いをめぐつて応酬あり、言下に所疑を頓釈して偈を呈し、従上源流をもつて印証せられ、以後座下に在つて親炙するものこれを久しうしたが、乾隆十一年、また聖因に至つた。この頃文禪師は退隱を望んでいたが意に反して三たび本山を主持することとなつた。それは衆請の辞し難いものがあつたからである。すでにして師の至るを得るや、禪師は嗣席の人あるを喜び、随つて本寺の法席をもつてせんとし、法眷耆宿と両序大衆とが共同して、吉日を択んで位に送り、即日祝聖上堂の運びに至つたのである。

師は人となり澄静にして幽雅であつた。ただ聖因寺は衝衢の要道に掛かりしたため、往來の柄子雲聚し、応酬紛紜と

して息つく暇もないほどであったという。

乾隆十二年夏、師はその身濕疾に染み、院事を負うを恐れ、檀護法眷両序等が共同して監院瑞周禪師を送って主任とし、それより遂に退いて留光⁴⁰に回った。師の示寂の年時は知られない。

玉山に継いで聖因第四十五代の住持となった瑞周麟は、法澤に就いて受具しているが、雲門廣孝の宏裁に嗣いだ人であり、第四十六代前參乗は暁堂清⁴¹の法嗣である。以後については聚雲派の師僧の消息は詳かにしない。

2 清朝末期の普陀山

聚雲派第七世以下に関しては、普陀、聖因の両寺とも法席承継の次第を確認することは、今やほとんど不可能に近い。志には乾隆中期以降、ここに化を開いた師僧の若干について名を録し少しく行業を記してはいるが、法派の帰属が明らかでないからである。しかしそれらは『普陀洛迦新志』巻六、清の記を受け、これに接続する部分であるから聚雲派とに連がり有するものとみられるのである。

というのは、別庵が入山し開法する以前、普陀の普濟寺には眞歇清了、自得慧暉等が住持として法席を主り、また

聖因には別庵に先立つて、雪關閻、蕃光璨といった洞門の宗匠が住持となっており、別庵の直前に住山した法鐘覺⁴²は、虎丘派下密雲の法脉に繋がる師僧である。また本山には十方寄寓として名僧の多くが掛錫しており、もともと法系や門派の別に関わりなく、広く名宿を請して住持とする、十方選賢叢林の内実を具えていたとみられるのである。清代には各法派とも嗣法者の数が増加し、派勢が著るしく発展したこともあつて、十方刹が特定法派に専有される傾向が認められるようになるが、普陀山の場合も例外ではない。寧ろ聚雲派はその成立に関わる特殊事情から徒弟院化を積極的に推進し、先駆的役割を果たした観がある。

普陀の普濟寺には、通旭の後密雲の法孫が暫く住持の席を承継する傾向が見られたのに対し、法雨寺には聚雲一門に連がりをもつ師僧達が継席したことが知られる。『普陀洛迦新志』巻六、禪徳、法雨の條、遠輝に続いて収録されている諸師については、師承の次第が明確に記されていないが、上述した関係経緯から、何れも聚雲派に属する者のみなして差支えないであろう。住持表の記載にも不備は免れないが、乾隆四十年代以降、光緒三十四年に至るまでの

間、法雨に進住した師僧、明儀範以下開然徳定に至る二十八人の号諱が列挙されている。⁽⁴³⁾ そのうち何程か本山と住持の動静を伝える記事を拮据して略述しておく。

超塵纘恩 師は嘉慶の初め法雨の席を董した人であるが、師より凡そ九代前の法雨の住持明和性は、舟山列島東南朱家尖白山頭に蕩田の開墾に着手したが工を竣えるには至らず、超塵は提督李公の授けを受けて塘を築き、十七年を歴て田八百畝を得たという。これについては知県宋如林が事の経緯を記している。⁽⁴⁴⁾

海南性 江蘇省松江府華亭県、繆氏の子。普陀山觀音洞で薙髮し、戒行嚴卓で志は焚香修道に篤かった。道光六年、推されて法雨の住持となるも時に飢饉に遇い、齋糧敷かず難うるに山籬を以てしたが、能く衆心を悦服せしめた。道光二十二年（一八四二）に席を退いたが已に古稀を過ぎていた。住持たること十七年に及び、その苦行は後人の景仰するところとなった。

3 法雨寺門の隆替

清末、内外多難な時期に在って法雨の寺門の護持に当た者として立山、化聞、開如等を挙げることができる。

聚雲法派の衰運（長谷部）

立山滿圓 別に無著老人と号した。江蘇松江府金山県顧氏の子で、父は福本悟公である。十四歳の時に父が出家したので心にこれに随わんとの思いがあったが、母が世に在りしを以て果さず、若冠に至り父を礼して祝髮、大崇福に詣って具足戒を受けた。折しも寇兵の南京に據るをもつて参方に便せず、遂に普陀に止住した。師はあるいは松江に居り、迹を晦まし光を韜み、無心に世に応ずるという風であった。同治九年（一八七二）、伴山庵に掩関し、日に華嚴經を礼し、徧ねく海衆に参じたという。

当時法雨は兵荒を経て凋落その極に達していた。本山の尊宿信眞⁽⁴⁵⁾は諸法眷を率いて関を叩き、圓に住持たらんことを請うた。かくて同治十一年春進院し、興復を以て己が任とし力を竭して經營し、整理修葺に努めた結果、数年ならずして百廢俱に挙げるに至った。その時点では、完全に旧制に復したとはいえないまでも大勢として大いに見えるべきものがあつたという。これを久しうして師は浄業を修する計をなした。光緒十年（一八八四）には常明庵に退席し、決して西帰を志し念仏して息めず、二時の課誦、念仏を永く恒規たらしめたのである。寺産として師は稲田三百二十

二畝を置き、無著公堂に撥⁽⁴⁶⁾せる一百畝を除いて余は永く常明の大衆の念仏の資糧たらしめた。師は浄土の一法こそ上中下三根の衆生が普ねく利益を被らしむるもので等しく修持して廃すべからざるものと確信していたようである。

光緒十五年（一八八九）化を遷した。世寿六十五。所度の弟子は数十人を算える。

化聞福悟 奉天鐵嶺の張氏、名門の出であるという。幼にして儒を業としたが、髮捻の乱に値い、僧格林^{ザンコウリン}泌^シの幕下に投じ、勤捻の功を以て監司に拔擢された。

因みに髮捻とは長髮賊・捻匪のことである。捻事は、もと河南の郷民が神を迎え疫を逐う時、紙を裏んで燃やし挿捻を行ったことに始まったとされ張洛に行われ、魯皖蘇豫の諸方に拡がり、さらに洪楊軍と声気を通じ、東西に分れ、東捻は河北に西捻は陝西から、やがて国内各地に禍を及ぼし、長髮賊と結びつき革命的性格を帯びるに至ったものである。

この兵乱によって普陀山の寺庵は法器の類いまで破壊され、日課としての仏事の行修にも滞礙を生ずる有様であった。

光緒元年、師は海に航して観音大士を拝したが、宿因を感じて立山圓公に依り伴山庵に祝髮し、年を踰えて金山江天寺に具足戒を稟けた。けだし立山が法雨を重興するに当っては福悟の力を得ることが大であるとし、志尚同じく道契合し、遂に衣鉢を付せられた。

光緒七年、師は北のかた京師に遊び、簡を飲み翠微山香界寺⁽⁴⁸⁾に住持し、光緒十年南に返って師を省み、遂に法雨寺に継席し、統興することを以て己が任とし、その師の凡そ未だ之を工するに暇あらざるところを或いは創し、あるいは修するなどして一処だに一新せしめざるはなかつたという。なお山中には貢茶⁽⁴⁹⁾があり、一歳当り数百金を費した。首め知廳陳公に白して之を裁決せしめたので、合山は徳に感じたときれている。師は夏には講、冬には禪、と未だ曾って輟めることはしなかつた。

光緒十九年、龍藏を頒賜され、師は旨を奉じて萬壽大戒を伝授したが、七衆弟子は五百人を逾えるに至った。

因みに普陀山は梁代に開山してよりこの方、志乗を纂輯するに代代人に乏しいという訳ではなかつたものの、多くは散佚して伝わらないという状況であった。志は、元代に

亀茲の盛熙明による『普陀洛迦山傳』（七篇）一卷、から始まって、明の侯繼高（萬曆十七年）、明周應賓（萬曆三十五年）、通旭・性統・裘璉共編の『南海普陀山志』（康熙三十七年頃）、陳璿の増集本（康熙四十四年）、繆燧、法澤、能崙、秦耀、朱謹編の志等諸本の存在が知られるが、化聞が法雨の住持であった頃、康熙中に裘璉等が纂輯した山志は伝を失して已に久しく時を経過していた。化聞は日本の岸櫻²⁴に親交を獲てよりその書を入手するに至り、これを徒弟の開如に付し、長生禪林に珍藏されることとなったという。

当時名山の文献が海外に流出し、逆に外洋を経由して諸名山に帰入するという状況が見られたようであるが、之をして流れを尋ね、源を遡り典を教えて（祖業を）忘ざるを致さしめなかつたものとして、その功績が讃えられている。

ところで師は、連年に互り重洋を跋渉、東奔西走したところによって精力已に疲困した。光緒二十三年秋、また京都に詣り葺閣を新たにせんと謀つたが、幾ばくもなく疾を得て帰山し、同年十一月跌坐して西逝した。寿五十有八、臘

聚雲法派の衰運（長谷部）

二十三。披剃の徒四十人、開齋、開如はその尤なる者で、別に嗣法の弟子は二十余人を数える。

開如徳月 師は江蘇省松江府の望族葉氏の出身で、幼くして礼仏誦経を喜び、弱冠にして出家せんと普陀の伴山庵に詣り、化聞悟公の座下に精虔に祝髪を請うた。悟はその丰骨が爽快で、亭亭として蒼松の野鶴の如くなるを見て、將來必ずや大事を成就する者であろうとし、遂に薙髪を許した。

次いで旋りて具を天童に受けたが、幾ばくもなく本山に帰つた。悟は命じて法雨の副寺に任じ、さらに監院に升せた。それより十有四年を経過する間、悟の法雨を興修するに値い、師は力の限り悟を賛助し、如何なる労苦をも嫌わなかつた。悟が西帰するに及び衆に推されて継席したが寺門の修工が竣らざるにより堅く旧職に止まり、黽勉もつて事に従つたと伝えられる。

試みにいまましく法雨の志乗を辿ってみると、兵燹後一山を重興した者は立山圓公であり、統興の事に當つたのは化聞悟公、完全に之が莊嚴を為したのは徳月如公ということになるのであり、祖孫三代、徳一門に萃まるとしてその

盛挙が讃えられている。なお先に遠輝以下の諸師を一樣に、聚雲の法孫として扱ってきたが、開如は法澤を十二世の祖と仰ぎ、『新志』にも戒文、開如を別庵の法裔と記しているから同一法系に属するとみてよいであろう。なお師は長生庵が、創建以来年久しく頽廢していたところから、これが恢復を切願し、任滿ち退を告げるまでその中に住し憩勞禅悦の所としたと伝えられる。

明末萬曆の間、普陀には五度に互り藏經を頒賜されており、清の聖祖からも賜經が為されているが、度重なる兵乱で焼失したのであろうか、光緒十九年に福悟は廳に申請書を呈し、道撫が奏聞をして准允を得た。かくして化聞が北京に赴いて請藏をなし龍藏³³を得たのであるが、これを搬送するに当って北京圓庵寺から推薦された印光（一八六一—一九四〇）が細心の注意を払って事を運び、無事法雨の藏經楼に安置されることになった³⁴という。

法雨は玉山海通よりこの方、香火日に日に盛んとなり、人事また日に繁しといわれたように、幹濟の才を具有する者でなければ能く緇流の領袖として、自在に紛俗に対処するに足りないであろうとみられていた。

師は光緒二十七年に始めて法雨の住持の請に応じたのであるが、光緒の末年、宗教界に僧教育会創設の動きがあり、有力者がこれを普陀山に招致し、之に附庸せんと考えたのであった。師は苦心して想を凝らし衆を集めて堅くこれを拒み、県にまた省に請うて、山中に独自に教育会を設立し、会舎を建て、僧小学、国民小学を附設し、漸次これを拡張していくことを企てた。

中華民國の成立後、世に社会党、共和促進会等に名を借りる者達が前後して来山し、師が教育会の会長であったところから、向之勅は巨資を調達せんと籌り、無頼の徒を糾合し、声势騒然と喧しく、銃器炸裂彈を以て脅迫した。よつて官廳に走り事を告げたが、放置して処理することをせず、ために合山の秩序は紊乱に近い状態となった。開如は剛と柔とを交互に使い分け、冒險し防禦をなした。浙江都督蔣公に上申するに至り、知県を査弁して、はじめ各自が竄に驚くも恙なし、という結果となったのである。

開如もまた師の化聞と同じく山志の纂輯に関心を有し、それによつて佛陀の実悟実証の旨に負かざらんことを期したといわれている。先に化聞が岸田吟香から山志を贈られ

たことについては一言したが、この衰志なるものは、確かに詞華の面で長ずるところはあったものの志例に昏いのが欠点の一とされている。従つて例を下すにしても沿襲多く、甚だしきは「主を入れ奴を出す」⁵⁶の喩えが引かれているところからも明らかのように、編述の姿勢に公正を欠き、省略についても一部偏愛が存することが難点とされている。こうした実情の下で志は必要不可欠のものとしての纂修が要請されたと考えられる。そこで開如は志の決定的な不足を補い、不備を匡すべくその重修を発願したといつている⁵⁷。

師は平生持戒安禪に力め、己れに分を格守し、事に処するに当つては詳慎を極め、各方面の賑務に対応するにもまことを竭して賛助し、且つ先に浄資を出して之が倡をなし、度生の本願を尽された。この時点で師は古稀に近く、宴坐退院したものの山政を主持し宗綱を振作したので、群衆はこれに帰依したという。師は広い分野に及ぶ精力的な活動で世人の注目するところとなつたが、晩年の動静、示寂の年時等は明らかでない。法如の師化聞も退隱後しばらく法化の事に携わつていたが、光緒二十四年普陀山に滅を唱

聚雲法派の衰運（長谷部）

えた。⁵⁸

中華民国六年から八年にかけて、了清廣香が一任三年本山の法席を董したが、民國六年、上海に結成された仏教慈悲賑会の分会が普陀山にも設立されており、当時仏教界に広く行われた僧教育の振興と共に、社会福祉慈善事業の推進に普陀一山も参画していたらしいことが知られるのである。

結 語

本稿では、聚雲の派祖吹萬以下歴代の諸祖が諸方の厳しい論難批判に曝されながら法化の活動を展開し、禪門の一派として大成せしめた事情経緯を明らかにし、さらに道光末年以後、国内が流賊に踐踏蹂躪せられる間、僅かに法脈を継続したこの一門の動向について略説した次第である。

注

- (1) 概説書、稻葉君山『清朝全史』富山房、一九一五。ブーヴェ著、後藤末雄訳『康熙帝伝』平凡社、一九七〇。
- (2) 丁原基『清代康雍乾三期禁書原因之研究』華正書局、一

聚雲法派の衰運（長谷部）

九七二。

(3) 宮崎市定『雍正帝』岩波書店、一九五〇。後藤末雄『乾隆帝傳』生活社、一九四二。内藤虎次郎『清朝史通論』弘文堂、一九四四。

(4) 『聖因接待寺志』『普陀洛迦新志』等に諸師の事績、略伝を載せる。他に語録参照。

(5) 父盧表は、僑となつて徳清に居たという。歸安県より東苕溪に沿つて南下すれば徳清県に至る。

(6) 杭州府仁和県城東北五十里に在り。呉越王が建てた古刹。老人は別庵を指すものと思われる。師がここに住持となつたことはいわれていないが、來化したことはあつたのであろう。

(7) 浙江省湖州府武康県西南金車山にあり。圓修、通琇、行重等、幻有の法孫が歴代住持している。

(8) 役僧の下で庶務を弁する行者の職をいうか。

(9) 玉峯は別庵の会下になつて上首の弟子として衆を領し、師の寂後、法雨に師席を襲いだ。後に改めて約言する。

(10) 『聖因接待寺志』卷三二七、『普陀洛新志』卷一〇一—〇。

(11) 正税を多額に滞納しているの意か。

(12) 普陀山の西南海中にある島の名。普陀の僧衆が開懇をし、後に免糧の恩典を蒙つた。従つてここに寺産を保有した。宋如林『朱家尖白山頭築塘碑記』。

(13) 東甌は浙江省甌海道永嘉地方一帯の称。羅山は永嘉県西南四十里在、大羅山か。

(14) 西曆では一六八四—一七二九年の間。師の寂後について異聞があり、莫逆の間柄にあつた焼火僧方顯がこれに絡んでゐる。

(15) 『見灯語録』『見灯詩文集』が印行されたようであるが、逸して伝わらない。許琰『重修南海普陀山志』序に記ありと云う。

(16) 別庵による遺言の上奏文のこと。

(17) 前後の關係から師の示寂は雍正元年中か。

(18) 直隸省の南端、順徳府鉅鹿県。民國期、平郷県に治す。

(19) 翰林檢討を授けられ『明史』の纂修に當つた博学の士として知られる。

(20) 『翠崖禪師語録』の序には、師は間に次いで五臺、さらに長安に進む云々と見えている。

(21) 中華大藏經 一一二、二七九冊、No.四八七所収。

(22) 慈雲寺は師の別庵が開法した御賜の道場。

(23) 中華大藏經 一一二、七九冊、No.四八八。

(24) 雍公は、康熙三十六年武林において別庵に謁したが、その時請われて師の編著『續燈正統』にも序している。

(25) 『普陀洛迦新志』卷五—二九。

(26) 福建省興安州の人、陳君も同じく興安の出身であるが國樑より早く普陀に来て修造の事に関与している。

- (27) 徑山能仁寺の別号、清代にはこの称呼が頻りに用いられている。龔・李氏修纂『杭州府志』卷三八―寺觀五一―。
- (28) 悟りの初めの段階に入ること。『傳心法要』『碧巖録』第七則―評唱。
- (29) 聖祖の第十六子允祿(一六九五―一七六七)、『清代文獻通考』卷二四六、封建一。
- (30) 聖祖の第十七子允禮(一一七三八)、上掲書および『清史稿』卷二二六。著に『春和堂集』がある。
- (31) 師が関わりをもった諸地域ないし活動の範囲から推して、杭州府仁和県臨平鎮内にある可能性が高いが、齊明寺の所在は定かではない。なお府の東北六十里に臨平山あり、山下が臨平鎮でここでは明因寺、安隱寺は著名。臨平湖は山の東南五里にある。齊明寺は清の王室と関わりが深かった新創の大刹らしく授戒会も開かれている。
- (32) 江蘇省太倉州嘉定県合浦門下に在った護國寺を指すのであろう。嘉定は文學敦の後を承けた玉山梵の生地である。係わりの生じた経緯、前後の脈絡関係は明確でない。
- (33) 長く下方に垂れたさま。
- (34) 普濟を前寺、法雨を後寺と呼んだ。因みに大雄寶殿、圓通殿が修復されたのはこの頃である。
- (35) 光熙峯はまた石蓮華峰ともいう。佛頂山左、別庵、見灯、樂道の塔所の所在。
- (36) この前後の時期に演法した諸師を含め、列通字等により

聚雲法派の衰通(長谷部)

- 確認する手掛りを見出し難い。『徑山虎丘分宗訣』では大慧から始まって焱・敷・銘で終り、徑山下十九世聖因文學による續演法派偈は、隆・濟・能字に始まる。
- (37) 雲堂厨庫の略か。
- (38) 『虎丘徑山分宗訣』續演法偈、諱の上字は一致する。
- (39) 『碧巖録』第六一則―評唱、『從容録』第六九則。
- (40) 太倉州嘉定県澄江門外一里の地にあり、師の授業寺。
- (41) あるいは巨靈融の銅鏡堂清の誤植か。ただ生存の時期が早過ぎる嫌いがある。
- (42) 語録あり。但し残欠本。現存目次―二紙、卷一―五紙、卷二―一四紙のみ。
- (43) 法澤の後は、無相慧、瑞林祥、遠輝慧、明儀範、朗和性、仁芳初と次第相承け文學に接続する。
- (44) 『朱家尖白山頭築塘碑記』『普陀洛迦新志』卷五―二三。
- (45) 郵県陳氏の子。普陀慧濟寺定育に投じ剃髮、寧郡白衣寺に受具し慧濟の頂超に得法。道光二十八年、慧濟に主席、咸豐三年天童寺の法席を主り、同治九年退院。『普陀洛迦新志』卷六一―三三。
- (46) 『明律』に「凡功臣之家、除撥賜公田外云々」と見える。ただ近代の公文書で、除は、本題に関連する事務・書類手続きの扱いを付言して述べる書式における附言語で、上・平・下行文ともに用いられるという。山腰敏寛『中国歴史公文書解説辞典』一一七頁。

聚雲法派の衰運（長谷部）

- (47) 蒙古科爾沁親王、僧忠は髮捻を勦除するべく直隸山東河南安徽湖北の各地に転戦し、また太平軍が天津に侵攻した際、撃つて之を潰滅した。同治の初め捻匪を魯南に追い、伏に遇つて陣に亡じたという。『清史稿』卷四一〇、列傳四五。
- (48) 河北省順天府大興縣杏子口に在り。唐代創建、元代平坡寺・洪熙元年重建、宣德元年圓通と改め、乾隆元年名を聖感と賜う。『順天府志』卷一七—三二。
- (49) 茶の最上品をいう。元明清期、福建の武夷山四曲溪に御茶園と呼ばれた設焙局が設置され、大いに貢茶が製造された。陳宗懋『中國茶經』一八五頁、舒玉杰『中國茶文化今古大觀』六九頁。
- (50) 漢籍類が良く保存されているわが国では普陀山志についても、周應賓の六卷本（萬曆三十五年刊）、裘璉等編刊本、許琰重修本、秦耀曾編刊本等が伝えられている。
- (51) 岸田吟香（一八三三—一九〇五）の号であろう。氏は美作国の人、緒方洪庵について蘭学を修め、ヘボンによる『和英語林集成』の編輯に協力、また東亜同文会の設立にも関与し、特に化聞と親交をもった。
- (52) 脱字があるのか解し難い。恐らくは「數典忘祖」の諺を念頭に置いていわれているのであろう。因みに祖業は、寺山志から窺い知ることができる。
- (53) ただ普濟寺には、この時点でただ一蔵を存したという。
- (54) 清藏七二四函、目錄一卷、なお先に普陀山に賜与された明藏は、六七八函から成るものであった。
- (55) こうした経緯があつて印光は以後普陀に止まり閉関し、在山二十五年とも三十年ともいわれ、ここで藏經を精究した。民國八年には『石印普陀山志』が成り、十三年には摺写（序刊）されたものらしい。なお書によつては印光を普陀の住持とみなしている向きもあるが、この時点で法系を異にする印光が主持したとは考え難い。
- (56) 先入見に捉われ、自らの主張を押し通し、他の説を無視する動き。自己の奉ずる宗教、学説を奉ずるのを主、異端を排斥して之を斥けるのを奴という。
- (57) 中華民國十三年、王亨彦が版行した『普陀洛迦新志』（十二卷）はその成果である。この書は民國二十年に上海國光書局が上梓し、『中國名山勝蹟志叢刊』第一輯、『中國佛寺志』第一輯にそれぞれ編入されている。
- (58) この年印光が法雨寺に至り、化聞の喪を弔つたとされているところから。于凌波『中國近現代佛教人物志』三一頁。
- (59) 民國六年、普陀山に慈悲義賑会の分会設立の挙に与つたのは、時の法雨の住持了清である。師と了余とは法系上の連がりがあつたと思われるが、聚雲派との関わりは明らかにし得ない。于氏上掲書、阮仁沢 高振農主編『上海宗教史』三一—八頁等参照。